事業評価シート

担当課・室長:適正処理推進室長

事業名	環境の保全上の支障の除去等の措置
上位施策名	廃棄物・リサイクル対策 廃棄物等の発生抑制及び循環資源の適正な循環的利用の推進 廃棄物の適正な処理の推進
1 事業の概要	循環型社会形成推進基本法では、国は、環境保全上の支障が生じた場合は、事業者に支障を除去し、現状を回復させるために必要な費用を負担させるための措置を講じ、また、当該事業者が費用を負担できない場合に備えて基金の造成等の措置を講ずることとされている。 本事業は、不法投棄等の不適正処理により生じた環境保全上の支障を地方公共団体が除去する場合の財政的支援を行うとともに、環境修復技術の確立・普及等を行っているものである。
2 進捗状況	平成9年の廃棄物処理法改正で、産業界の自主的な拠出による基金で都道府県等が行う不法投棄の原状回復を支援する「適正処理推進センター制度」を創設し、国もその基金の造成を補助してきているところ。
	平成12年度末までの基金造成額は11億4千万円、支援額は 約5億円(7件)である。
	上記基金の対象とならない平成9年改正法の施行日(平成10年6月)以前の不適正処理に対しては、平成10~12年度の各年度の補正予算により支援を行っており、支援額は約17億円(延べ19件)である。
	また、廃棄物の不適正処理による環境汚染を修復する技術を確立することを目的として、平成13年度から3カ年計画で実証調査に取り組んでいる。
	特に安定型最終処分場における硫化水素の発生問題について、その原因を追及するため、大型実験槽等を用いた実験を実施中。
3 評価	基金による支援が始まった平成11年度の支援実績が約1千万円であるのに対し、2年目である12年度は約5億円の実績となっており、制度が根付くとともに地方公共団体の原因者への措置命令・代執行による原状回復措置が図られるようになってきている。
	この資金協力により、不法投棄に対し都道府県等が早期に措 置命令を発することが容易になることから、不法投棄の未然防 止対策としても効果があるものと考えられる。
	今後しばらくの間は、措置命令・代執行が進むものと考えられ、基金の拡充と資金の安定化を図る必要がある。また、平成9年改正法の施行以前の不適正処理についても、これが地域の環境や経済に支障を及ぼしていることから、原状回復や環境修復を本格的に進めていく必要がある。

	また、費用対効果に優れた原状回復を行うための技術マニュアルの作成や環境修復技術の確立・普及等のため、科学的知見の充実及び支援施策を充実する必要がある(14年度中に成果を得る)。
4 予算事項名	・産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金 ・廃棄物等による環境汚染修復技術検討調査 ・不法投棄等防止対策・原状回復推進費
5 対応副施策等	- (2) - 環境の安全上の支障の除去等の措置